

令和6年4月から 高齢者肺炎球菌ワクチンの 対象年齢が変わります



肺炎は日本の死因の第5位となっています。成人の肺炎のうち、約3割は肺炎球菌が原因と考えられています。肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

この感染を予防するため、現在は下記の年齢の人を対象に肺炎球菌ワクチン接種を行っています。令和6年度より、定期接種の対象年齢が次のとおり変更となりますので、5年度対象でまだ接種を受けられていない人は、早めに接種を受けてください。

接種対象年齢

<令和5年度>

2023(令和5)年度に	
65歳となる人	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳となる人	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳となる人	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳となる人	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳となる人	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳となる人	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳となる人	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳となる人	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

<令和6年4月から>



※過去に1度でも高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象外です

※令和5年度対象の人には令和5年春に個別に案内をお送りしています

※60歳から64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能または、ヒト免疫機能に一定の障害を有する人は、令和6年度も接種対象となります

接種期間

令和5年度対象の人は
令和6年3月31日までにお受けください



接種費用

2,400円

(生活保護世帯、町民税非課税世帯の人は、証明書を医療機関へ提出すると無料で接種することができます)

知っていますか？保護司の役割

現在、伊達地区保護司会洞爺湖町分区の保護司として6名(洞爺湖町在住)の方が活動に尽力されています。保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える活動を行う、法務大臣から委嘱を受けたボランティアです。給与は支給されておりません。

主な活動

- ①犯罪や非行をした人の生活を見守りながら、社会の中での立ち直りに向けて指導や支援を行うことで再犯を防ぐ活動(処遇活動)
- ②地域の人々に立ち直りについての理解と協力を求め、安心安全な地域づくりを行うための活動(地域活動)

犯罪や非行をした人たちが、社会の一員として立ち直るためには、本人の深い反省の意思だけではなく、地域社会の理解と協力が必要不可欠です。受け入れられず孤立し、再び罪を犯してしまう悪循環を作らず、誰もが暮らしやすい社会づくりを目指して活動されています。

問合せ 健康福祉課 (☎ 76-4006)